

令和 7 年国勢調査奈良市実施本部設置規程

（目的及び設置）

第 1 条 令和 7 年国勢調査（以下「調査」という。）の実施に当たり、調査を円滑かつ効率的に遂行し、調査事務の万全を期するため、令和 7 年国勢調査奈良市実施本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）調査実施の総合企画調整に関すること。
- （2）国勢調査指導員（以下「指導員」という。）及び国勢調査員（以下「調査員」という。）に関すること。
- （3）調査の広報に関すること。
- （4）調査の実査及び審査に関すること。
- （5）その他前条の目的を達成するために必要な事項

（本部長及び理事）

第 3 条 本部に本部長及び理事を置き、本部長には総務部長を、理事には総合政策部長及び市民部長をもって充てる。

2 本部長及び理事は、本部の事務を総括する。

（副本部長）

第 4 条 本部に副本部長を置き、総務部次長、総合政策部次長、市民部次長、総務部参事及び東部振興監をもって充てる。

2 副本部長は、本部長及び理事を補佐し、本部長及び理事に事故があるときは、本部長があらかじめ定める者がその職務を代理する。

3 副本部長のうち、次の表の左欄に掲げる者は、その区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる所管区域における本部の事務を掌理する。

副 本 部 長	所 管 区 域
総合政策部次長、総務部次長、市民部次長及び総務部参事	東部出張所、月ヶ瀬行政センター及び都祁行政センターの所管区域を除く区域

東部振興監	東部出張所、月ヶ瀬行政センター及び都祁行政センターの所管区域
-------	--------------------------------

(参与)

第5条 本部に参与を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 秘書広報課長
- (2) 人事課長
- (3) DX推進課長、法務ガバナンス課長、資産管理課長及び市民課長
- (4) 地域づくり推進課長
- (5) 西部出張所長
- (6) 北部出張所長

2 参与は、本部長及び理事の命を受け、本部の事務に参画し、調査の円滑な推進に協力するとともに、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる本部事務局の班に対し、指導助言を行う。

区 分	班
前項第1号の参与	広報班
前項第2号の参与	総務班
前項第3号の参与	企画調整班
前項第4号の参与	総務調査班
前項第5号の参与	西部調査班
前項第6号の参与	北部調査班

(事務局)

第6条 本部に、その事務を処理させるため、本部事務局、東部事務局、月ヶ瀬事務局及び都祁事務局を設置する。

2 事務局に置く班及びその所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本部事務局

広報班

- ア 広報の企画及び実施に関すること。
- イ 調査結果の公表に関すること。

総務班

- ア 予算及び経理に関すること。

- イ 人事の調整に関する事。
- ウ 指導員及び調査員の公務災害に関する事。
- エ 会計年度任用職員の任用に関する事。

企画調整班

- ア 調査実施の総合企画調整に関する事。
- イ 調査区の設定等に関する事（他班の所管に属するものを除く。）。
- ウ 県及び近隣市町村との連絡調整に関する事。
- エ 調査事務の進行管理に関する事（他班の所管に属するものを除く。）。
- オ 各班との連絡調整に関する事。
- カ 指導員との連絡調整に関する事。
- キ 調査用品の受領及び仕分けに関する事。
- ク 調査票の審査に関する事。
- ケ 他班の所管に属さない事項に関する事。

総務調査班

- ア 調査員の確保及び連絡調整に関する事（他班の所管に属するものを除く。）。
- イ 自治会等との連絡調整に関する事（他班の所管に属するものを除く。）。

西部調査班

- ア 西部出張所所管区域の調査員の確保及び連絡調整に関する事。
- イ 西部出張所所管区域の自治会等との連絡調整に関する事。

北部調査班

- ア 北部出張所所管区域の調査員の確保及び連絡調整に関する事。
- イ 北部出張所所管区域の自治会等との連絡調整に関する事。

(2) 東部事務局

東部調査班

- ア 東部出張所所管区域の調査員及び指導員に関する事。
- イ 東部出張所所管区域の自治会等との連絡調整に関する事。
- ウ 東部出張所所管区域における調査事務の進行管理に関する事。

(3) 月ヶ瀬事務局

月ヶ瀬調査班

- ア 月ヶ瀬行政センター所管区域の調査員及び指導員に関する事。

イ 月ヶ瀬行政センター所管区域の自治会等との連絡調整に関する事。

ウ 月ヶ瀬行政センター所管区域における調査事務の進行管理に関する事。

(4) 都祁事務局

都祁調査班

ア 都祁行政センター所管区域の調査員及び指導員に関する事。

イ 都祁行政センター所管区域の自治会等との連絡調整に関する事。

ウ 都祁行政センター所管区域における調査事務の進行管理に関する事。

3 事務局に事務局長及び事務局次長を、班に班長及び班員を置き、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

(1) 事務局長

ア 本部事務局長 総務課主幹

イ 東部事務局長 東部出張所長

ウ 月ヶ瀬事務局長 月ヶ瀬行政センター所長

エ 都祁事務局長 都祁行政センター所長

(2) 事務局次長 総務課課長補佐

(3) 班長及び班員 本部長が指名する者

4 事務局長は、上司の命を受け、事務局の事務を処理する。

5 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、事務局長があらかじめ定める者がその職務を代理する。

6 班長は、上司の命を受け、班の事務を処理する。

7 班員は、上司の命を受け、班の事務に従事する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、本部の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年5月8日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。